

○経済産業省告示第百八十二号

第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野における専門性の獲得や能力の転換の促進、及び様々な専門性を活用して事業を創出・運営・管理等する能力の獲得により社会人のキャリア形成を図り、企業・産業の競争力強化につながるのと同時に、専門的かつ実践的な能力を育成する教育訓練を経済産業大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる教育訓練を、第四次産

業革命スキル習得講座として認定することができる。

一 前条の目的に適合し、かつ、次のいずれかの分野に該当すること。

イ 情報処理の知識及び技術に関するもの

ロ 情報処理の知識及び技術の他の分野への活用に関するもの

二 対象とする職業の種類及び身に付けることができる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

三 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を習得させる教育訓練であること。

四 実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が、教育訓練の一定割合以上を占めていること。

五 審査、試験その他の適切な方法により教育訓練の成果に係る評価を行っていること。

六 前号の評価により、教育訓練を修了したと認められる受講者に対して、修了証を交付すること。

七 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやす
い工夫を行っていること。

- 八 教育訓練を実施する者が当該教育訓練の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。
- 九 当該教育訓練を実施する者が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められること。
- イ 法人格を有すること。
- ロ 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有すること。
- ハ 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備等を有すること。
- ニ 次のいずれにも該当しない者であること。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (2) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (3) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行

われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(4) 破産者で復権を得ない者

(5) 役員のうち(1)から(4)までのいずれかに該当する者がある者

(6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、教育訓練を実施させることが不相当であると認められる者

（変更等の届出）

第三条 前条の規定による認定を受けた教育訓練を実施する者は、当該教育訓練の変更（軽微な変更を除く。

）又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（実施状況の報告等）

第四条 経済産業大臣は、第二条の規定による認定を受けた教育訓練を実施する者に対し、当該教育訓練の

実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

（認定の取消し）

第五条 経済産業大臣は、第二条の規定により認定をした教育訓練が廃止されたとき又は同条各号に掲げる

要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(認定期間)

第六条 認定の期間は、当該認定の適用日から三年間とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。